

応募資格について

1. 放課後児童クラブ運営団体とは・・・

放課後児童クラブ運営団体とは、放課後児童クラブの運営実績がある団体とします。実績の時期や期間は問いません。

2. 本市に事業拠点（事務所・事業所）を置く又は置こうとする団体と

は・・・

事業拠点については、指定管理業務開始時点（平成31年4月1日）に設置されていることを条件とします。設置とは、事業拠点として事務を行える状態にあるということです。